最終更新日：2018年10月31日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

代表取締役社長　嶺井　武則
問合せ先：業務管理統括本部　課長　丸山　博之　TEL:03-5114-0761

証券コード：3779

http://www.j-escom.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、上場企業として企業価値の向上を目指し、株主、投資家の皆様をはじめ、顧客・取引先・地域社会等の利害関係者から信頼される関係を築き、長期安定的な成長を継続していくことが重要であると考え、それらを念頭に置き、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則について実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丁　廣鎭	3,176,600	30.33
株式会社明日クリエイト	1,176,500	11.23
株式会社ジャック	675,200	6.45
株式会社イー・プレイヤーズ	250,000	2.39
川名　貴行	235,300	2.25
株式会社ＳＢＩ証券	179,900	1.72
株式会社大塚商会	150,000	1.43
大商株式会社	114,700	1.10
鈴木　崇展	105,900	1.01
福山　哲博	78,100	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しないため、該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関口　博	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関口　博	○	―――	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、主にコンプライアンスの観点において有益なアドバイスをいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室（内部統制監査兼任）、常勤監査役及び会計監査人がそれぞれの監査計画及び監査結果を報告するとともに報告会を開催するなど緊密に連携しております。また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会並びに適宜開催される会合等を通じて、定期的に内部監査、内部統制監査、監査役監査及び会計監査の状況について報告を受けるとともに、必要に応じ意見交換を行うなど相互連携を図っており、適正に監督・監査が機能する態勢となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
美濃部　健司	他の会社の出身者										○			
御子柴　健治	他の会社の出身者													
萩原　貴彦	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
美濃部　健司	○	美濃部健司氏は平成21年2月まで取引先である株式会社明通に業務執行者として所属しており、現在は取引先である株式会社イー・プレイヤーズに業務執行者として所属しております。また、同氏は子会社である株式会社スープ、株式会社ウエルネス及び株式会社東京テレビランドの監査役を兼任しております。	子会社の監査役を兼任していることから、当社グループに対する監督と有効な助言をいただくため選任しております。また、同氏は取引先である株式会社明通の出身で、現在取引先である株式会社イー・プレイヤーズに所属しておりますが、当社と両社との直近事業年度における取引額は売上高1%未満の僅少な取引であります。よって、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
御子柴　健治	○	―――	財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督と有効な助言をいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

萩原　貴彦	○	―――	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、コンプライアンス及びコーポレート･ガバナンスの観点で当社の経営に対する監督と有効な助言をいただくため選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。また、社外取締役及び社外監査役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。
1．当社又は現在の子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役、執行役、会計参与又は支配人その他使用人（以下、「業務執行取締役等」という）ではなく、過去においても業務執行取締役等ではなかったもの。
2．当社の経営を支配している個人（以下、「支配株主」という）又は親会社若しくは兄弟会社の業務執行取締役等（親会社においては監査役を含む）ではなく、過去においても支配株主又は業務執行取締役等ではなかったもの。
3．当社の主要株主（10%以上）ではないこと（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行取締役等でないこと）。
4．当社グループの主要取引先（直近に終了した年間連結総売上高の2%以上の取引があったもの）の業務執行取締役等でないもの。
5．当社の会計監査人の社員、パートナー若しくは従業員ではないもの、又はそれ以外の公認会計士、税理士若しくは弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ていないもの。
6．当社との間に重大な利害関係を有しないもの。なお、年間1,000万円以上の寄付･融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
7．当社の業務執行取締役等が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行取締役等でないもの。
8．過去3事業年度において3から7でなかったもの。
9．配偶者及び二親等以内の親族が上記のいずれかに該当しないもの又は過去3事業年度において該当しなかったもの。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めること、業績への寄与を高めることにより、一層株主の利益を重視した業績展開を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めること、そして当社グループに対する参画意欲を高め、業績への寄与を高めることにより、一層株主の利益を重視した業績展開を図ることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬につきましては、有価証券報告書等でその支給人員及び支給総額を開示しております。
また事業報告では、全取締役の支給人員及び支給総額を開示しております。2018年3月度における取締役に対する報酬額等の額については、支給人員が3名で支給総額が13百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定方針を定めており、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。
取締役の報酬につきましては、当社の業績に加え、職責及び業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定いたします。なお、決定方法につき

ましては、金銭報酬については取締役会の委任を受け、前述の方針に基づき代表取締役が決定いたします。監査役の報酬については、監査役会の協議により決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への連絡・サポート等は、業務管理統括本部及び内部監査室が対応しております。また、取締役会の開催に際し招集の事前連絡を行い、欠席した社外取締役及び社外監査役に対しては議事内容を事後報告しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役制度を採用しております。

1．取締役会
取締役会（社外取締役1名）は取締役3名（男性2名、女性1名）で構成しており、毎月定例の開催のほかに必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、グループの業務執行状況を監視しております。

2．監査役会
監査役会は常勤監査役（1名）が中心となり定例監査役会（社外監査役3名）を四半期毎に開催するほか、内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、必要に応じた緊急監査役会の開催、また取締役会をはじめ重要な会議に出席し、取締役の職務執行を充分に監視、監査する体制となっております。なお、監査役は弁護士及び会計の知識を有する監査役等がそれぞれの専門知識をもって協議し、また監査法人が適切な監査を実施できるよう、適宜、会計監査人と監査の状況について情報を共有した上で、かつ実効性があがるように努めております。

3．内部監査
内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査担当（1名）により、年間監査計画に基づいて内部監査を実施しており、内部監査規程による監査項目に添って、監査対象となる各部門毎において、組織及び制度監査、業務監査、会計監査（期末にあたっては期末決算監査を実施）を実施し、業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証し、経営に対する適切な助言を行い、業務の円滑、適切な運営の維持に努めております。

4．会計監査人
会計監査につきましては、当社の会計監査人はアスカ監査法人であります。会計監査業務を執行した公認会計士は、今井修二氏、佐藤浩司氏であり、当社グループ監査に係る補助者は、公認会計士1名、その他（公認会計士試験合格者等）2名であります。

5．独立役員の確保の状況
当社は、社外取締役である関口博氏、社外監査役である美濃部健司、御子柴健治、萩原貴彦の各氏を独立役員として指定しています。4氏とも一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書の提出日現在において当社は社外取締役及び社外監査役を選任しており、全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外見識を取り入れた合理的な経営判断の確保及び業務執行監視及び監査役監査が実施される体制が整っていると判断し、適正なガバナンスが行われているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	自社ホームページ上で招集通知を早期開示しております。また、株主総会終了後には決議通知も掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社はIR担当部署として業務管理統括本部を設置しております。IRを担当する情報取扱責任者は宗田こずえ（取締役業務管理統括本部長）、IR事務担当者は丸山博之（業務管理統括本部 課長）です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーの皆様に高い満足度を提供することを目的として業務を推進することを、経営理念としております。また、役員への女性の登用につきましては、女性取締役1名を選任しております。なお、女性の活躍推進に向けた仕事と育児の両立支援に取り組んでおり、社内規程において育児休職、短時間勤務、育児時間の制度を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団に関して、取締役会の決議に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり整備しております。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。
また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。
b 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。
c 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の意思決定または取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

⑶ 損失の危険に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。
但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月１回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。
b 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
c 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
b 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
b 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。

⑺ 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
b 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
b 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

また、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

⑴ 職務執行の適正について
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役3名で構成し、社外監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほかに必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

⑵ コンプライアンスに対する取組みの状況について
業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

⑶ リスク管理体制について
取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

⑷ 当社グループにおける業務の適性について
当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統

括本部において横断的に管理しております。

⑸ 監査役監査について
監査役会は、社外監査役3名で構成しており、1名の常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役会の職務の執行を充分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない。」ことをグループ行動指針として定めることでグループ各社並びに役職員に対する周知徹底を図っており、行政等とも連携を取りながら、代表取締役等の経営トップ以下グループ組織全体として、反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で対処することに努めることとしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当項目はありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの適時開示体制の概要は下記のとおりです。

⑴ 適時開示の担当部署
当社は、財務情報をはじめとする経営関連情報など投資者に適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、当社グループにおいて「内部者取引管理規程」を定め、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。
1．情報の集約･管理部署は、業務管理統括本部とします。
2．情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討については、業務管理統括本部長を中心に必要に応じて関係部署と協議します。
3．当社グループの重要事実等については、情報開示担当役員の指示のもとに業務管理統括本部が担当します。

⑵ 会社情報の適時開示に係わる社内体制
1．適時開示に該当すると考えられる内部情報が発生した場合は、各部の部門長から重要事実の所轄部署である業務管理統括本部に直ちに報告されます。
2．業務管理統括本部から情報開示担当役員及び内部監査室に適時開示の必要性が報告されます。
3．業務管理統括本部において、開示項目に該当するか否かを検討した上、東京証券取引所に事前相談を行います。
4．情報開示担当役員から代表取締役社長に報告がなされ、取締役会が招集され承認の上、適時開示手続を行います。同時に、情報開示担当役員を通じて業務管理統括本部に適時開示の指示を行います。

⑶ TDnetを通じた適時開示
業務管理統括本部は、法定事実または決算情報については、取締役会にて承認後、遅滞なく適時開示を行います。また、発生事実は、発生後遅滞なく適時開示を行います。

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社　コンプライアンス社内体制

